



～商工会は行きます 聞きます 提案します～

No.69

まつえ北商工会かわら版

令和3年12月

まつえ北商工会

検索

キタキタまつえ北

検索

鹿島本所 ☎82-2266

八束支所 ☎76-2041

島根県事業継続特別給付金について

島根県では、新型コロナウイルス感染症長期化の影響により、売上が減少した中小企業の皆さまの事業継続を支え、かつ雇用の維持を図ることを目的とし、11月15日より、全業種を対象とした給付金の新設と、従来受付けていた飲食事業者向け給付金の要件の緩和が始まりました。概要につきましては、下記のとおりです。なお、いずれの給付金も、過去の売上と比較が難しい新規創業者を対象にした特例要件があります。

◆島根県中小企業等事業継続特別給付金(全業種)

【給付対象となる事業者】

島根県内に事業所等を有し、令和3年7月1日までに事業を開始している中小企業者等

【給付要件】

次のすべての要件を満たすこと

- ① 令和2年12月から令和3年10月までの期間において、任意の連続する2ヶ月の売上高の合計と、その前年または前々年の同じ2ヶ月の売上高の合計を比較して30%以上減少
- ② 減少を比較する前年又は前々年の同じ2ヶ月の売上高の合計が40万円以上
- ③ 個人事業主においては、主な収入が事業によるものであること

【給付金額】

定額40万円 ※新規創業者特例の場合は10万円になる場合があります。

【申請期間】

令和3年11月15日(月)～令和4年1月31日(月)

【お問合せ先】

中小企業給付金… ☎0120-643-026(平日9:00～17:00)

◆島根県飲食店等事業継続特別給付金(要件緩和)

【給付対象となる店舗】

中小企業者等が運営し、令和2年12月1日までに「飲食店営業」及び「喫茶店営業」の許可を受けている店舗(※スーパー・コンビニ、または自動販売機を用いた営業でないこと)

【給付要件】

直近期の飲食店等営業以外も含めた全ての売上高がその前期又は前々期と比較して減少しており、かつ次の①又は②のいずれかに該当する事業者

- ① 直近期とその前期又は前々期を比較して、飲食の営業に係る売上高が20%以上減少
- ② 令和2年12月から令和3年3月までの飲食の営業に係る売上高のうち、任意の連続する2ヶ月の合計が、その前年同期間又は前々年同期間と比較して30%以上減少

※直近期又は直近1年の飲食の営業に係る売上高が50万以上(1店舗あたり)あること

【給付金額】

1事業者あたりの給付額は40万円～160万円

※基準となる年間売上高(前期又は前々期等)に応じて、基準額を給付します。

【申請期間】

令和3年11月15日(月)～令和4年1月31日(月)

【お問合せ先】

総合窓口・飲食店向け… ☎0120-168-025(平日9:00～17:00)

年末調整のお知らせ

年末調整を行う時期となりました。税務署から送付される年末調整関係書類、従業員の控除証明書等、必要書類を揃えておきましょう。

源泉所得税の納付の特例申請をしている事業者の方は、令和3年7月～12月分の支払い給与の源泉徴収税額を令和4年1月20日（木）までに納付する必要があります。商工会で年末調整事務指導を受けている事業所の方には、後日指導日をご案内しますのでご確認ください。



確定申告の準備を始めましょう

令和3年分の確定申告期間：令和4年2月16日(水)～3月15日(火)

決算・申告の時期が近づいてきました。申告に必要な証明書等が手元に届き始めます。紛失した場合、再発行に時間がかかることがありますので、大切に保管してください。

①「確定申告のお知らせ」ハガキ（見本）

来年1月下旬に送付されます。所得税の中間納付金額、消費税の申告方法、振替納税の利用内容等の重要な情報が記載されていますので、確認してください。
商工会で決算・申告をされる方は、担当者にご提出ください。



②各種控除証明書等

【10～11月に届く主な書類】

- ◆生命保険料控除証明書
- ◆地震保険料控除証明書
- ◆住宅借入金の年末残高証明書
- ◆国民年金控除証明書
- ◆小規模企業共済掛金払込証明書

【1月に届く主な書類】

- ◆公的年金等の源泉徴収票（見本）
- ◆支払調書・源泉徴収票など

平成30年分 公的年金等の源泉徴収票 **見本**

支払先取り番号		所得控除	氏名	氏名	氏名	支払金額	源泉徴収額
所得控除		所得控除の区分	控除額	源泉徴収額	支払金額	源泉徴収額	
国民年金		国民年金	控除額	源泉徴収額	支払金額	源泉徴収額	
国民年金		国民年金	控除額	源泉徴収額	支払金額	源泉徴収額	
国民年金		国民年金	控除額	源泉徴収額	支払金額	源泉徴収額	
国民年金		国民年金	控除額	源泉徴収額	支払金額	源泉徴収額	
国民年金		国民年金	控除額	源泉徴収額	支払金額	源泉徴収額	

支払者 法人番号 6000012070001
東京都千代田区勝町1丁目2番2号
監事 齋藤 厚生 労働局長 齋藤 厚生 労働局長 齋藤 厚生 労働局長

WEB集客セミナーを開催します

コロナ禍の中、新規顧客・見込み客獲得に向けてWEB集客の仕組みや、各SNSの特徴について解説し、今後の販売戦略に生かしていただけるセミナーを企画しました。「WEB集客の仕組みを理解しよう！検索エンジン・SNS・YouTube・ネット広告の特徴と活用方法」と題し、Web集客の仕組みから、WEBメディアの活用方法まで、分かりやすく解説して頂きます。参加費は無料ですので、ご参加をお待ちしております。なお、詳細については、別途ご案内いたします。

開催日：鹿島本所 12月16日（木）、 八東支所 12月14日（火）
時間：14時30分から16時まで（両会場とも）

インボイス制度の登録申請受付が開始されています

令和5年10月から「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が始まります。
 個人事業主、法人にかかわらず、すべての事業者が対策をしなければなりません。

・インボイスとは、適格請求書（登録番号・適用税率等が記載された請求書）のことをいいます。これを発行するためには、適格請求書発行事業者になる登録申請手続きが必要です。
 （申請先：税務署）

※登録は事業者の任意ですが、適格請求書発行事業者以外からの課税仕入については、仕入税額控除の適用を受けることはできません。

・消費税の免税事業者が適格請求書発行事業者になるには、課税事業者選択届等も併せて提出し、消費税の課税事業者になる必要があります。

詳しくは、商工会主催で税理士による

“ここだけは押さえておきたい！『インボイス』対策セミナー”（無料）
 をご受講ください。

セミナー詳細は別途案内を発送します。ご都合のつく会場で受講ください。



- ・ 鹿島本所：令和4年1月18日（火）
- ・ 八束支所：令和4年1月19日（水）

島根県内の経済情勢

中国財務局が発表した「島根県内の経済情勢（令和3年10月判断）」をお知らせします。

	前回（7月）	今回（10月）	比較
総括判断	一部に感染症の影響が残るものの、持ち直しつつある	感染症の影響が残るなか、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある	➡
個人消費	感染症の影響が残るものの、復調の動きが続いている	感染症の影響により、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている	➡
生産活動	持ち直しつつある	持ち直しつつある	➡
雇用情勢	感染症の影響が残るものの、緩やかに持ち直しつつある	感染症の影響が残るものの、緩やかに持ち直しつつある	➡
設備投資	3年度は前年度を下回る見込み	3年度は前年度を下回る見込み	➡
企業収益	3年度は増益見込み	3年度は増益見込み	➡
企業の景況感	「下降」超幅が拡大	「下降」超幅が縮小	➡
住宅建設	前年を下回る	前年を下回る	➡
公共事業	前年度を上回る	前年度を上回る	➡

【先行き】

感染対策を徹底し、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、感染動向のほか、サプライチェーンを通じた影響に十分注意する必要がある。

青色申告会に入会しませんか？

「青色申告会」は青色申告者で組織された納税団体です。

青色申告にはメリットがいっぱい

- ・最高65万円の控除、青色申告だけでも10万円の控除が受けられます
- ・3年間の赤字繰越が可能です
- ・専従者給与として家族に給料を支払えます

会費は年額2,000円です（全額必要経費になります）。

入会方法など、お気軽にご相談ください。

まつえ北青色申告会
まつえ北商工会内
(0852) 82-2266

職員コラム

日日是好日（にちにちこれこうじつ）
～どんな日もかけがえのない一日～

「飛び上がるほど嬉しいことがある日や、ついていないなと嫌な気持ちになる日もあります。そんなときは、心を一旦落ち着けて人生はかけがえのないものと考えてみてはどうでしょうか。つらいことがあったら、こんな日もあると受け止めてみるのです。

日日是好日とは、一日一日が素晴らしい日ということ。良いことも悪いことも受け入れて、丁寧に生きることで充実感を得ましょう。」

先日、インターネットを見ていたら、こんな文書がありました。こんな前向きな姿勢で日々過ごしたいと思いました。
(M. K)



小規模企業の

会社役員の

みなさまへ

＼ 会社の役員なら ＼

小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の特長

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならごなたでも加入可能。

役員なら受け取れる**大きなメリット**

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

個人事業主、会社代表者の方ももちろん加入できます

制度のメリット

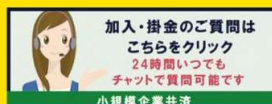
掛金は全額所得控除
掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

受取時も税制メリット
共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00～17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



Be a Great Small.
中小機構

小規模共済

検索